

山口市清掃工場包括運営委託導入効果調査検討業務報告書

(第 8 章 要旨抜粋)

第 8 章 今後の検討事項

1. 発注方式の検討

発注方式としては、条件付一般競争入札、総合評価一般競争入札、公募型プロポーザル方式、随意契約方式が考えられる。また、官民の責任分担を明確化し、複数の民間事業者が参入できるように、情報・条件等を受託者募集に係る実施方針を公表するまでに整理しておく必要がある。

2. 業務範囲の検討

社会経済情勢の流動化が大きい今日、その影響を大きく受ける電力卸売市場に直結している売電業務(売電収入の帰属先、売電の取扱い等)や、脱炭素社会の促進により影響を大きく受けるセメント原料化を行っている焼却灰の搬出等業務のリスク管理について、民間事業者の意向を踏まえて今後精査する必要がある。

3. コスト削減方法の検討

費用削減効果(削減額)の数値は、包括運営委託の導入に当たり、重要な要素となる。今後の受託者募集段階において、さらなる費用削減効果の向上が得られるように、より積極的な委託費削減提案が得られるような要求水準書及び評価指標などを検討する必要がある。

4. 委託期間の検討

現在並行して行われている整備方針検討業務に係る報告書は、令和 6 年 3 月に取りまとめられることになっていることから、その後、包括運営委託の委託期間の妥当性については、今後の施設整備方針を踏まえて、再度精査する必要がある。

5. 委託費平準化の検討

包括運営委託費の支払いは将来の支出を見通せることが望ましく、さらに平準化することで、財政計画が立てやすくなる。ただし、支払の平準化は、完全に平準化しなかった場合と比較して、当該年度に計上する必要のない費用を含める年度も発生することや、それに係る法人税額が必要となり、委託費が増加する可能性もある。平準化の実施の有無は、今後継続して検討する必要がある。

6. 導入準備期間の検討

令和 8 年度から包括運営委託を導入する場合には、上記課題の早急な対応が必要となる。

7. 市の業務実施体制等の検討

(1)業務引継ぎ

市が実施されてきた清掃工場の管理運営業務を円滑に市側から受託者へ引き継ぐため、包括運

営委託による業務開始前に準備期間を確保することとあわせ、業務開始後も「市の維持管理基準（用役・予備品管理、専門業者（各機器製造会社）や発電設備に係る法定検査・審査等の対応）」や「現場での各種作業手順」等について、十分に引き継ぐ必要がある。

（2）運営モニタリング（業務監視）

市が行う運営モニタリング業務は、受託者による包括運営委託業務が適正に実施されていることを確認するために必要不可欠な作業である。

また、本事業の検証を行われる必要があることから、市職員が主体的に実施できる体制を構築するため、人材育成を行うことが望ましい。